

第156号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 3月 1日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）が保有している名古屋市〇〇区内（以下「〇〇区内」という。）で同年〇月〇日に起きた〇〇病院（以下「本件医療機関」という。）の事故報告書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 同年 3月15日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、〇〇区内、同年〇月〇日に起きた本件医療機関の事故報告書であることを示した上で、次の理由により、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

請求に係る行政文書については、その存否を答えることにより、非公開情報を公開することとなり、存否についても応答できないものであるため。

非公開情報である根拠

(1) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件医療機関が事故の報告を行ったか否かについては、公にすることにより、本件医療機関の社会的評価が損なわれ、本件医療機関に明らかに不利益を与えると認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

事故報告書を公にすることにより、医療機関と本市との信頼関係が損なわれ、任意による事故報告が得られなくなり、医療安全の確保に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。

ウ 条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当

医療事故の報告は、医療機関が市の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提出する情報であり、通例として公にしないこととされているものであるため。

3 同年 3 月 17 日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

人の生命、健康及び生活の保護のため、公にすることが必要であると認められる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書には、医療事故を起こした医療機関名等の医療機関に関する情報が記載されており、これらの情報は医療機関の社会的評価に直結するものであることから、実施機関が本件請求文書を作成しているか否かを公にすることにより、本件医療機関に不利益を与えると認められる。

2 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「法施行規則」という。）において、一部の大病院等は、厚生労働大臣の登録を受けた機関に対して事故に関する情報を提供する義務が定められているが、本市など医療監視の実施主体に対して事故に関する情報を提供する法的義務はない。

しかし、本市の医療監視業務においては、医療機関が医療事故に関する情報を実施機関に対して提供することによって、医療機関での再発防止につながり、医療安全の質の向上が期待できることから、任意であっても実施機関に事故に関する情報を提供するよう依頼している。

したがって、医療監視業務は実施機関と医療機関との信頼関係で成り立っている事務事業であるといえるものであり、当該情報を公にすることが前提

となれば、任意であるがゆえに、医療機関から事故に関する情報が得難くなったり、正確な情報が隠ぺいされるおそれがある。

その結果、実施機関において、医療事故発生に関する正確な事実の把握、原因究明及び再発の防止策等についての確認及び指導ができなくなり、医療機関における事故防止に資することを目的とした医療監視の機能が果たされず、適正な医療監視業務の遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

さらに、医療監視業務は反復継続的な事務事業であることから、医療事故に関する情報を一度公にすることにより、将来にわたり医療機関が事故に関する情報を提供しなくなるおそれがあると認められる。

このように、実施機関と医療機関との信頼関係が崩壊することは、すなわち医療機関が事故に関する情報を実施機関に提供する根拠を失うことを意味するものであり、法的保護に値する蓋然性が認められる。

- 3 医療監視においては、医療機関が事故に関する情報を行政機関に提供し、その事故に対する再発防止を医療機関が行うことによって、医療安全の質の向上を図り、それが人の生命、健康及び生活を保護することにつながるものであり、事故報告書を公にすることが人の生命、健康及び生活を保護することにつながるものではない。むしろ事故報告書を公にすることで、医療機関より医療事故に関する正確な情報が提供されず、医療監視の機能が低下し、かえって人の生命、健康等が脅かされることになる。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 医療事故の報告について

医療監視は、医療法（昭和23年法律 205号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき行われており、医療監視の実施主体は都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長である。

本市に所在する医療機関において、医療事故が発生した場合、当該医療機関から本市に当該事故に関する情報を報告することについて法的な義務はない。もっとも、本市においては、医療機関での事故の再発防止につなげ、医療安全の質の向上が期待できることから、医療機関に対して任意の報告を要請している。

なお、国においては、医療事故情報等の分析及び再発防止策の検討のため、医療事故情報収集等事業が行われており、法施行規則第12条において、報告義務の対象となった医療機関については、厚生労働大臣の登録を受けた機関である公益財団法人日本医療機能評価機構に対して、事故等報告書を提出することが義務付けられている。

4 本件異議申立ての対象となる行政文書について

異議申立人が公開を求めている行政文書は、保健医療課が保有している本件医療機関において平成23年〇月〇日に起きた事故の報告書であり、本件請求文書が存在する場合には、本件医療機関の事故報告書が該当する。

事故報告書は、医療機関内において重大な管理上の事故等が生じた場合、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成11年 4月 1日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「実施要領」という。）第 7の 3に基づき、医療機関から提供された情報をもとに管轄保健所において作成し、保健医療課に報告する文書であり、医療機関の名称及び所在地、事故の区分、事故の概要、医療機関による事後の対応、原因究明・防止等の取組み、保健所の対応・指導等が記載されている。

5 条例第 9条該当性

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 実施機関は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号の非公開情報を公開することになるとして、存否応答拒否による非公開決定を行ったものである。

(3) 当審査会は、まず、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 2 号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件請求文書は、本件医療機関で発生した医療事故に関する情報が記載されたものであることから、本件医療機関の事業活動に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件医療機関に明らかに不利益を与えると認められるか否かについて判断する。

(7) 本件請求文書の存否を答えることにより、本件医療機関において医療事故が発生した事実の有無が明らかになるが、医療機関にとっては、医療事故が発生したということ自体が社会的評価に直結するものであることから、本件医療機関に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) また、本件医療機関は、上記 3 で述べた国の医療事故情報収集等事業の対象外であり、それ以外の制度においても本件医療機関で発生した事故の報告を義務付けているものはない。そのため、本件請求文書以外では、当該医療機関での事故の有無も含めて明らかになるものはない。

(5) したがって、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件医療機関に明らかに不利益を与えると認められる。

エ 次に、異議申立人が、本件請求文書は人の生命、健康、生活の保護のため、公にすることが必要であると主張しているので、本件請求文書が、本号ただし書アに該当するか否かを判断する。

(ア) ただし書アは、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を定めたものである。

(イ) 医療事故については、医療機関から任意に得た正確な情報を基に医療監視を行うことで事故の再発防止が実現されるものであり、本件医療機関で事故が発生したという事実を明らかにすることで、事故の再発を防止できるものではない。そのため、本件請求文書を公にすることが、人の生命、身体又は健康に対する危害を排除又は予防することに直ちにつながるとはいえず、公にすることが必要であるとは認められない。

(ウ) したがって、本件請求文書は、本号ただし書アに該当するとは認められない。

オ 以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する非公開情報を公開することになると認められる。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 5 号及び第 6 号該当性について

実施機関は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に該当し、非公開情報を公開することになると主張しているが、上記(3)で判断したように、当該文書の存否を応答すべきでないと考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 4月 6日	諮問書の受理
4月11日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月11日	実施機関の弁明意見書を受理
7月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳

	述申出書を提出するよう通知
7月13日 (第127回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成24年 5月16日 (第138回審査会)	調査審議
5月17日	異議申立人に弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう再度通知
8月 8日 (第141回審査会)	調査審議
平成25年 4月12日 (第149回審査会)	調査審議
9月24日	答申